廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。)に 基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

> 7長地環第5-15号 令和7年(2025年)10月17日 長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	\circ
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書 (写)	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公	表する事項				
	事項	内 容			
氏名及び住所		株式会社市川商会 代表取締役 市川真一 長野県中野市大字越 1236 番地			
申請の区分(Ⅰ)		産業廃棄物処理施設の変更許可			
	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字深沢字別新田 579 番ほか			
	②廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条 第8号の2に規定する木くずの破砕施設(移動式 兼用)			
	③処理を行う廃棄物の種類	・破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	222.4 t/日 (27.8 t/h:8時間稼働)			
条		木くずの破砕施設(移動式兼用)の入替			
《例第 33 条		新	旧		
		(1)廃棄物の処理施設の 設置の場所 中野市大字深沢字別新田 579番ほか	(1)廃棄物の処理施設の 設置の場所 中野市大字深沢字別新田 577番		
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	(2)処理施設の型式・構造 株式会社諸岡 MC-4000	(2)処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR120T		
		(3) 処理能力 222.4 t/日 (27.8 t/h:8時間稼働)	(3)処理能力 348.8 t/日 (43.6 t/h:8時間稼働)		
	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲)中野市深沢区、越区 下高井郡山ノ内町夜間瀬宇木区 (根拠)廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2 の1(5)			

⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並び にその根拠	(範囲)・中野市長、山ノ内町長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務 所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む 者 (根拠)条例第28条第2項及び条例施行規則第		
	22 条第 1 号		
②関係分尺>> 対ナス東要乳面拠亜部明△	(日時) 第1回 令和7年12月6日(土) 午後4時から 第2回 令和7年12月12日(金)		
の開催日時及び場所	年後4時から		
	(場所) 深沢区コミュニティセンター		
	中野市大字深沢 18-1		
	(場所) 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対 策課		
⑨事業計画概要書の縦覧場所、期間及び	(期間) 令和7年10月18日(土) ~令和7年11		
時間	月 17 日(月)(土日・祝日その他の県の		
	休日を除く。) (時間)午前8時 30 分~午後5時		
	にその根拠 ⑧関係住民に対する事業計画概要説明会 の開催日時及び場所		

3 提出できる意見

の一提出できる形力								
今回提 出でき る意見	根拠	対	象	意見できる内容	様式	期限及び提出先		
0	第 34 条	○第32条第2項○第33条第2項○事業計画概要 環境保全上の 有する者	の関係住民	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びに その根拠 ○関係住民に対する事 業計画の概要に関す る説明会の開催日時 及び場所	12 号	提出期限 令和7年11月17日 (月) 提出先 〒381-0836 長野市大字南長野 南県町686-1 長野県長野地域振 興局環境・廃棄物対 策課		

^{*「}今回提出できる意見」に〇印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本工業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。